

法華制と十善戒

——最澄の十善戒受容をめぐつて——

張 堂 興 昭

本稿は、智顛から最澄に流れる真俗一貫の戒が「十善戒（不殺・不盜・不邪淫・不妄語・不惡口・不綺語・不兩舌・不貪・不瞋・不邪見）」である可能性⁽¹⁾に関する継続研究である。

一 最澄は、天台宗独自に梵網戒による大戒の独立を訴えるが、これらの文献が朝廷や僧綱向けであるのに対し、比叡山内に私的に表明している『比叡山天台法華院得業学生式』（以下、『得業学生式』）を検討するに、

安_二定止觀得業學生九人、長_二轉長_三講法華・金光・仁王等經、一日不_レ闕。安_二定遮那得業學生九人、長_二轉持_三念遮那・孔雀・守護等經、身・意、常住_二叡山、一十二年、隨_レ式勤_レ業、國寶・國師及以國用、自他俱利、疾遷_二六即、永入_二三德、自_レ今以後、吾堂學生、永洗_二三毒心、仰_二法華制、不_レ期_二羊象駕、可_レ遊_二後_三三駕、

（『伝全』一・二二一〜二二二）

と、天台の得業学生には經典や陀羅尼の長転長念、つまり「口」業を奨励し、続けて年分学生となつて以後も「身」「意」は常に叡山にあつて四種三昧等の修練を課するというのである。そして、これに基づく「自他俱利」「六即」「三德涅槃」の展

開を最澄が期待しているのは、まさに『法華文句』（以下、『文句』）が「四安樂行」に関して、

安樂行是涅槃道。涅槃有_二三義、謂_二三德祕藏。行有_二三義、謂止行・觀行・慈悲行。止行者、三業柔和、違從俱寂。即是體_二法身行、即上文如來衣也。觀行者、一實相慧、無分別光。即體_二般若行、即上如來座也。慈悲行者、四弘誓願、廣度_二一切。即體_二解脫行、即上文如來室也。總此三行、爲_二涅槃道。總_二於三德、爲_二行之境。：因時、用_二此三行法、導_二三業_一爲_レ行。三業淨故、即是淨_二於六根。六根若淨、發_二相似解、而得_レ入_レ眞。

（『大正』三四・一一八b〜c）

と、安樂行は「三德涅槃」であるといい、法師品所説の「如来衣座室の三軌」と会通させ、行人の三業六根が清浄となれば六即位の第四「相似即」となる、と説く点に着想を得たうえで、の表明であると思われる。更に『文句』法師功德品釈では、

三業安樂行、即有_二十善。一善有_二十即百善。一善中有_二十如_二即千善。就_二化他_一爲_二二千。約_二如來室・如來衣・如來座、即成_二

六千。五種法師、悉具_二六根清淨_一。(右同・一三九c)

と、身口意安樂行を十善戒と会通させてもいる。つまり『得業学生式』は上述の智顛の理論下で構想されていると推定されるのである。

二 さて、『得業学生式』の傍線部(A)は「永洗_二三毒心_一」と、十善戒のうち「意」に相当する戒行を要求し、「仰_二法華制_一」ぐべき、という。

ここにいう「法華制」とは、安樂行品の「不共_二二乘_一」を意味するからこそ、(A)の続きは「不_レ期_二羊象駕_一、可_レ遊_二後三駕_一」というのである。この「五駕」について『決権実論』には、

俱舍所_レ説、三祇百劫、修練菩薩、是上草乘。豈不_二羊乘行菩薩_一哉。般若所_レ説、三乘共地修_二無言道_一體法菩薩。是小樹乘。豈不_二象乘行菩薩_一哉。瓔珞所_レ説、七階次第、歷劫修行、獨菩薩等、是大樹乘。豈不_二日月神通乘行菩薩_一哉。華嚴所_レ説、行布門中、説_二斯融即_一。豈不_二聲聞神通乘行菩薩_一乎。法華所_レ説、龍女獻珠、即身轉男、南方成佛、是則圓教、於_二最實事_一、六即之位。豈不_二如來神通乘行菩薩_一。(『伝全』二・七二五頁)

と『不定入定入印經』の五種菩薩に「俱舍」「般若」「瓔珞」「華嚴」「法華」を各々配当し、ほぼ同時期の『顯戒論』では、羊乘・象乗者、佛果不_二必定_一。是即、藏・通戒。無翼劣菩薩。三種神通乘、佛果已必定。是當_二別・圓戒_一。直道菩薩等。

(『伝全』一・七二一〜七三三頁)

法華制と十善戒(張 堂)

と、これらを戒の面から化法四教に分類する。「後三駕」とは、①瓔珞・②華嚴・③法華、なのであり、①の「瓔珞」とは「十波羅夷(内容は梵網の十重戒と全同)」であり、②の「華嚴」とは、その結経たる梵網の「十重四十八輕戒」を意味するのであろう。しからば、③の「法華」の戒相とは何であろうか。

「法華」戒、というとき、最澄に仮託される『天台法華宗学生式問答』(『伝全』一所収)が、法華四箇の戒品(一乘戒・如来室衣座戒・四安樂行戒・普賢四種戒)を挙げ、「正依法華・傍依梵網」論を掲げることがよく知られているが、福田堯穎氏(『天台学概論』五七一頁)は、

圓頓戒が正依法華：であり乍ら、傍ら梵網菩薩戒經の所説に依憑しなければならぬ理由は：法華經には圓頓戒の教理精神は説いて居るが、それを身口意三業の上に現しては實行する制戒の箇條としては説かれて居らぬ。故に法華經に説く理戒を實際に行ふ場合には、是非とも他の經典に説いてある事戒の戒相を借り來つて、それを法華經の戒相としなければならぬ。そこで宗祖は法華經の安樂行品に説く不共二乗の嚴戒とその教旨を同じくする梵網の十重四十八輕戒の戒相を借り來り、是れを法華經の戒相となした。

と論断されている。しかし『法華文句』では先の通り、「如来室衣座戒」と「四安樂行戒」とが十善戒に帰結され、「普賢四種戒」も上記二戒と完全に会通される。

上述のように、「法華制」とは「不共二乗」のみの意であり、

これを「法華戒」と看做すことは出来ない。しかし、最澄自身が「法華」戒に何らかの戒品を想定していることは確かであり、最澄の口吻から先の五種菩薩のうち「如来神通乘行菩薩」が法華円戒に配されることも疑いなく、「正依法華・傍依梵網」論が既に最澄に胎動する教義であることも指摘出来る。

三 最澄が想定している法華の戒品について、『天台法華宗年分学生式(六条式)』が、

凡法華宗天台年分、自弘仁九年、永期于後際、以爲大乘類、不除其籍名、賜加佛子號、授圓十善戒、爲菩薩沙彌。其度縁請官印。

凡大乘類者、即得度年、授佛子戒、爲菩薩僧、其戒牒請官印。受大戒已、令住叡山、一十二年、不出山門、修學兩業。

(『伝全』一・一二頁)

と、天台宗の年分度者には、菩薩沙弥戒として「円十善戒」を授け、続けてその年のうちに「仏子戒」を授け菩薩僧とする、としているが、後に「仏子戒」は明確に「梵網戒(十重四十八輕戒)」と規定されるものの、「円十善戒」の具体的な戒品・戒相は不詳のまま最澄は入滅する。よって、この戒は「現代にまでその解釈の問題を持ち越している」⁽³⁾状況であるにも関わらず、それを「断定することは困難であり、また無意味」と、にべもなく扱われる傾向⁽⁴⁾すらある。しかし最澄に仮託される『経師観行』には、

夫發無上菩提心、書寫釋教新發意菩薩、最初可發起圓教正解。：行・住・坐・臥・言語・作・修・中道止觀。是則、中道圓教正解。：夫修圓教正道、有三種要行。一者戒。二者定。三者慧。戒雖多種、然十善最要。：三業止善、息於十惡。三業行善、增於十善。：是則、三業清淨。是大持戒。是則、金剛戒。是則、三種淨戒。不羯磨、自然成性重戒。：依圓教一心書寫行、書寫法華經、則父母所生當體、雖未得無漏法性身、然先得六根清淨。

(『伝全』四・二二七〜二二九)

と、円頓止觀の立場から書寫行にことよせた戒定慧三学の実践によって、不作羯磨、すなわち受戒儀礼を行わずとも十善戒を受持出来、それこそが三聚淨戒であり、金剛宝戒であるとして、父母所生の当体ながら六根清淨を得ることが説かれる。但し本書は真偽未決書であり、最澄の直説として扱うことは危険である。ただし、この「不作羯磨」については『普賢觀經』の、

其有衆生、晝夜六時、禮十方佛。誦大乘經、思第一義甚深空法、一彈指頃、除去百萬億億阿僧祇劫生死之罪。行此行者、眞是佛子。從諸佛一生、十方諸佛、及諸菩薩爲其和上。是名具足菩薩戒者。不須羯磨、自然成就。

(『大正』九・三九三c)

に、その先蹤が求められる。そして特に注目すべきは、いまだ最澄の遺風が色濃く残る時点で得度授戒している円珍が、この『普賢觀經』の波線部を注釈し、

是名具足菩薩戒。此約心法、論具足戒。：心法成就故、不須

作事法。…今文具足、即正具足、以十支、満足身口意。…不須羯磨、羯磨者梵音也。…爲菩薩行大法、則用梵網千佛大戒、佛爲菩薩、作法授戒。…今不須作事者、且約上位、與理速會。例如下根、不用因緣萬行、但修內心萬行、不起于座、證菩提果。其修事行、有曲、有直。餘乘之人、歷劫修行、圓教鈍人、亦借事成。 (『智証大師全集』二、一〇四〜一〇五頁)

と、梵網戒の授戒儀礼は円教の「鈍人」の法門であるとし、心法具足して理と速やかに会する「上根」こそは、授戒儀礼を須いずとも「十支」、すなわち十善戒を具足する、と六条式の前提を想起させる文言に及んでいる。ここに最澄が『上顕戒論表』等で、

一十二年不出叡山、四種三昧令得修練。然則、一乘戒定、永傳本朝。… (『伝全』一、二五六〜二五七)

と、三学一体の見地から「四種三昧を修練させる」ことと「一乗の戒定、永く本朝に伝わる」と、あくまでも羯磨儀礼ではなく、智顛の「懺悔即持戒」思想に基盤を置いた大戒の独立を主張する意味が見えてはこないだろうか。

なお、『普賢観経』に基づく「法華三昧」が、畢竟「十悪」の懺悔によつて行人をして「十善」に導くものであることは既に明らかである。

四 加えて「円十善戒」の対象である「菩薩沙弥」こそ、『得業学生式』の背景として掲げた本稿冒頭の『文句』の傍線部(B)や(C)と見事なまでに表裏を成して来る。

法華制と十善戒 (張 堂)

「菩薩沙弥」とは法華の化城喩品に、

爾時、大通智勝如來、受十方諸梵天王、及十六王子請、即時三轉十二行法輪。…爾時、十六王子、皆以童子、出家而爲沙彌。諸根通利、智慧明了。…說是經一時、十六菩薩沙彌、皆悉信受。…是時、十六菩薩沙彌、知佛入室、寂然禪定。…爲四部衆、廣說分別妙法華經。…諸比丘、我今語汝。彼佛弟子、十六沙彌、今皆得阿耨多羅三藐三菩提、於十方國土、現在說法。第十六、我釋迦牟尼佛。 (『大正』九、二五a〜二五c)

と、大通智勝仏の故事として出る十六の子が、出家し沙弥となることが明かされ、それは釈尊の前生でもある、という話であり、この傍線部を『文句』では、

爾時十六王子皆出家下、第二重、請滿字法輪。…諸根者、六根也。六根清淨故、言通利。又六根互用故、言通。入佛境界故、言利。智慧明了者、開示悟入也。 (『大正』三四、九十九b)

と、沙弥でありながら「六根互用し諸仏の境界に入る」という極めて高度な次元で解釈するのである。そして『文句』法師功德品積ではこれを受ける形で、

三業安樂行、即有十善。一善有十即百善。一善中有十如即千善。就化他爲二千。約如來室・如來衣・如來座、即成六千。五種法師、悉具六根清淨。…若論六根清淨、清淨則、不_レ言功德若少、若多。…六根互用、根自在故、不_レ可思議。故若_レ偏判者、則失旨也。相似之位、若依四輪、即鐵輪位也。若依五十二位、即十信心也。若依仁王、即十善大心也。…諸經名目雖_レ異、同是圓教相似位耳。 (右同・一三九c〜一四〇a)

と、相似即が仁王般若に出る十善菩薩の意に他ならぬことを明かすのである。

智顛は、「菩薩沙弥」の戒行を「十善戒」で捉え、同時に「四安樂行」や「如来衣座室」等も十善で会通していたのであるから、最澄の唐突とも思われる「菩薩沙弥戒としての円十善戒」なる表現は、智顛から流れる法華円教の戒の全貌を的確に継承していたことの証左なのではあるまいか。

小結 智顛教学において「十善の菩薩沙弥」は「菩薩」そのものであり、『法華経』の趣旨から鑑みても、そこに何らの問題も伴わない。それが問題となってしまうのは、単に最澄当時の授戒システムが「沙弥戒」↓「大僧戒」と次第することを常識としていたからに他ならない。

すなわち最澄は、その常識の壁を前にして「菩薩沙弥」という響きでは、「大僧（比丘）戒」として到底認められないことを重々承知していたと思われる、『顕戒論』では「已有菩薩沙彌名、何無菩薩大僧號也」と、叡山独自の大僧（比丘）を正当化するための根拠として「菩薩沙弥」の語を引用するに止まったのではないだろうか。

しかるに鑑真の伝戒以来、大乘戒の権威的戒品として最も周知され、尚且つ一向大乘寺独立の典拠として有力な「法華制（安樂行品の「不共二乗」の意）」と同主旨の「梵網戒」が表舞台に出ることは必至のことであつたのだから。しかしその

影に智顛から一貫する「円十善戒」が脈打っていることを見逃してはならないのである。

- 1 拙稿「天台大師の戒観と伝教大師の「仮受小戒」説」（『天台学报』第五四号、平成二十三年）。
- 2 發救衆生、是入如来室。入正定聚・佛所護念、是著如来衣。植衆徳本、是坐如来座。是弘宣之要、即四而三。發救衆生、是誓願安樂行。入正定聚、是意安樂行。植衆徳本、是口安樂行。護念、是身安樂行。（『大正』三四・一四八c）
- 3 袁輪顯量「最澄の小戒棄捨について」（『印佛研』三六一一、昭和六十二年）参照。
- 4 石田瑞磨『日本仏教における戒律の研究』一五六―一五七頁。中山書房、昭和五十一年。
- 5 前掲註1の拙稿参照。
- 6 曾根正人「奈良仏教の展開」（『新アジア仏教史』一一卷所収、佼成出版社、平成二十二年）。
- 7 『伝全』一・一一一。

〈キーワード〉 十善戒、円十善戒、最澄、菩薩沙弥

（大正大学非常勤講師）